

令和6年度生駒市人権施策審議会（第1回）会議録

1 日 時 令和6年7月2日(火) 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 203・204会議室

3 出席者

委員 石倉会長、三成副会長、富島委員、山田委員、窪田委員、山根委員

事務局 小林総務部長、後藤人権施策課長、福山男女共同参画プラザ所長、木原人権文化センター所長、塚崎人権施策課係長

4 欠席者 キング委員、諸岡委員、奥本委員

※会議公開（傍聴者数1名）

【会議の内容】

（事務局）＜開会＞＜録音許可＞＜職員紹介＞

（部長）＜挨拶＞

（事務局）＜傍聴者報告（1名）＞

（会長）＜開会挨拶＞

（事務局）ありがとうございました。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第5条第1項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。

（会長）＜会議公開・傍聴許可＞

（事務局）＜配布資料確認＞

（会長）では、案件1人権施策実施プログラム（案）について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局）＜案件1「人権施策実施プログラム（案）」について説明＞

○今年度の構成変更内容の説明（2P～4P）

- ・R5年度人権に係る市民アンケート調査結果を踏まえ、『生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）に関する進捗度の評価指標』に係る事業について、達成度を設定した。
- ・達成度について、目標値どおり達成できた場合をB評価とし、目標値から概ね20%以上高い実績をA評価、20%以上低い場合をC評価として担当課で評価した。
- ・達成度評価の該当事業数は92事業。プログラム中では青色で色付けした箇所。該当プログラムの番号及び達成度の集計は4Pの左欄に記載した。

○分野別人権施策に係る 5 年間の主な取り組みの記載

- ・ 4P 右欄に、生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）の計画期間（令和元年～10 年間）の上半期（R1～R5）での分野別人権施策の主な取り組みを掲載した。

○事業件数の報告（2P）

継続 228 件、新規・未掲載 10 件、終了 2 件、重複 107 件、合計 347 件

○新規・未掲載事業の説明（太線黒枠箇所）

- 40 番「インクルーシブアートワークショップの実施」
- 99 番「地域共生社会推進全国サミット」
- 163 番「公私立保育所における給食材料経費高騰に対する措置」
- 164 番「学校給食材料費の高騰に対する措置」
- 165 番「学校給食費支援事業」
- 166 番「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」
- 312 番「多文化共生事業」
- 336 番「若年者の在宅ターミナルケア支援事業」
- 337 番「がん患者のアピアランスケア支援事業」
- 338 番「骨髄移植ドナー支援事業」

○終了事業の説明（二重枠線の箇所）

- 133 番「図書館託児ボランティア養成講座」の開催
- 186 番「読書相談事業 ホンネ」

○人権施策課所管の主要事業の説明

- 29 番「識字学級」
- 30 番「人権教育講座 山びこ」
- 31 番「人権啓発 DVD 貸出」
- 33 番「人権教育地区別懇談会」
- 60 番「差別をなくす強調月間事業」
- 62 番「子どもじんけん映画会の開催」
- 68 番「人権擁護委員との連携」
- 313 番「日本語教室」
- 317 番「多文化共生イベントの開催」
- 330 番「パートナーシップ宣誓制度」
- 331 番「LGBT などの性的少数者や性の多様性の支援・啓発」

○「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)後期実施計画 実施状況」

(プログラムに係る女性分野についての説明)

- ・行動計画と実施計画(平成27年度～令和6年度までの10年間)の概要説明
- ・事業報告

新規事業2件

17番の次:「男女共通の制服の導入」

307番の次:「併走型相談支援事業」

終了事業6件

119、121、123、124番に係る:「スタイリングウィークの開催」

151番:「地域ワークショップ」

320番:「いこマイウオーキング倶楽部」

- ・男女共同参画プラザ所管の女性分野に係る主な事業の説明

3番:男女共同参画についての研修(人権研修)

34番:男女共同参画プラザ主催講座等の開催

38番:広報紙や啓発誌等への虐待や暴力防止に関する特集記事の掲載

44番:男女共同参画プラザにおける女性相談や法律相談等

90番:市内の事業者へ「イクボス」宣言を啓発し、快適な職場環境の整備推進

97番:子育て女性就職相談窓口の開設

(会長)説明を頂きました。それではただ今の説明頂いた内容及びそれ以外でも、ご意見やご質問はございませんか。

(委員)人権施策実施プログラムの3ページ、生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)に関する進捗度の評価指標について、(7)「犯罪被害者とその家族」の分野に係る目標の矢印の向きは、下向きで良いのですか。

(事務局)目標の矢印の向きについては、生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)で記載しているとおりです。矢印が下向きのものは、市民意識調査の結果、数値が下がることが望ましいものです。

例えば、1番の「人権教育・啓発の推進」において、指標項目として「5年以内に自分が人権侵害を受けたを選択した割合」として、平成30年の調査結果である14.3%から、数値が下がることを目標としています。2番の「相談・支援の充実」では、指標項目として「5年以内に人権侵害を受けた者で市担当者や人権擁護委員に相談したを選択した割合」が上がることを目標としていましたので、上向きの矢印としています。

今回、令和5年度の調査結果の数値を記載するにあたり、平成30年度の数値から改善されたものを黒字、悪化したものを赤字で記載しています。

(委員)例えば1番の「人権教育・啓発の推進」では、目標としては下がる方が良いので、平成

30 年の調査結果の 14.3%から改善したから、令和 5 年度調査結果の数値は黒字で記載したという事ですね。

(事務局) そのとおりです。

(会長) 他に質問はございませんか。では、私から 2 点質問します。1 点は人権施策実施プログラムの 68 番「人権擁護委員との連携（人権相談等）」において、昨年度の人権擁護委員による人権相談の件数が 3 件でしたが、一方で、男女共同参画行動計画（第 3 次）後期実施計画の 44 番「女性のための各種相談」では、昨年度は一般総合相談数が 1,083 件、法律相談も 48 件と桁が違っている。これをどのように判断するか。

(委員) 一般に法律相談では、お金の話や交通事故、相続など、雑多な内容も含まれる事が多いです。その中で市役所に関わる相談内容であれば、市役所の窓口につながと思われるので、一概に件数が多い・少ないからどうだとも比較できないのではないのでしょうか。

(事務局) 人権施策実施プログラム 68 番での相談件数 3 件の内訳については、労働に関する相談が 1 件、地域のグループでの人間関係・仲間外れに関する相談が 2 件でした。

女性のための各種相談では、例えば就労相談など、人権相談に限らず幅広く相談を受け付けているので、件数が多いと認識しています。

(会長) もう一点、男女共同参画行動計画（第 3 次）後期実施計画の 3 番「男女共同参画についての研修（人権研修）」について、「新管理職を対象としたイクボス宣言式」とは、具体的にどのような内容をされるのですか。

(事務局) 新規で所属長となった管理職の職員に対し、所属内の職員が育児休暇を取りやすい環境をつくるとか、子育て中の職員が無理なく子どもと過ごせるように配慮しながら、所属での実績も上げられるよう工夫する事ができるよう研修を実施した後に、宣言をして頂いています。

これは市役所だけではなく、産・官・学でも取り組んでおり、先端大や生駒の商工会議所や商工会議所の会員企業にも宣言して頂いています。

(会長) 他にご質問はありますか。

(委員) 人権施策実施プログラムの 30 番「人権教育講座「山びこ」」について、多くの方にご参加いただき、取組としては成功していると思いますが、参加者は毎回違う方・多様な方に参加いただいているのか、又はコアな方・興味を持っておられる方が毎回参加されているのか、どのような傾向がありますか。

(事務局) 山びこ講座の受講者については、まず山びこ講座の受講対象者の方がおられます。園や学校の保護者、生駒市人教育推進協議会の会員の方、民生・児童委員、市の職員の一部の方を合わせて、約 120～130 名程度が受講対象者となっています。

それ以外にホームページや広報紙に掲載して一般参加者を募集して、市民の方等にも参加いただき、受講対象者の内の参加者と市民等の応募者で、毎回の参加人数が決定しています。

(委員) 一定の対象者がいて、それ以外にも市民の方に広く広報して、参加頂いているという事

ですね。分かりました。

それともう一点確認ですが、人権施策実施プログラムの3ページ、生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）に係る進捗度の評価指標について、読み方をどのように解釈するかということです。

例えば、具体的施策の（2）「子ども」について、指標項目の、『子どもに関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「子ども同士のいじめ」を選択した割合』について、アンケート結果は低くなる方が好ましいというのは、分かります。いじめが無くなれば、選択率も下がるという事で、目標の設定の仕方としては間違っていないと思います。

一方で人権の問題について意識が高まれば高まるほど、『これまで意識していなかった事が問題だった』と意識を高めるようになるので、問題視するという割合が高くなる事も一定の意味があるという解釈も成り立ちます。そのあたりの観点を施策の中にどう取り込んでいけるのか。それについてももしお考えがあれば、お聞かせ願いたい。

（事務局）評価指標は、平成30年度に策定した第2次基本計画で掲げているもので、施策の評価ではなく、アンケート調査結果による市民意識の変化を指標としています。今回10年計画の中間年として、比較できるように同一項目で再調査を実施しましたが、今おっしゃって頂いたように、下がるのが望ましいと判断していた項目についても、市民の意識の変化や意識の高揚により、下がるのが望ましいと言い切れるのか、改めてどのように評価するのが良いのかについて検討が必要かもしれません。またこのようなご意見も頂戴できればと考えています。

（会長）例えば（5）の「同和問題」について、平成30年度と比較して令和5年度調査では6ポイントほど高くなっているが、問題が大きくなっているのか、問題意識が高まった結果なのか、次回の調査結果とも比較して、推移を見ないと判断は難しいのではないかと思います。

それと、今回A～Cの達成度評価がされていますが、人権施策実施プログラムの159番「病後児保育」について、令和5年度の達成度評価がCで、4月から事業休止となっていますが、これはどうなったのでしょうか。

（事務局）病後児保育は、これまでいこまこども園内の1部屋を空けて実施していたのですが、ある小児科で国からの補助金を活用して実施する事になったため、そちらに事業が移行したという事です。

（会長）それと、62番の「子どもじんけん映画会の開催」の達成度Cの根拠は。

（事務局）これは、目標参加人数500人に対し、参加者数が344人と、目標から20%以上参加者数が低かったことから、C評価としました。

（委員）1番の「障がい者職場体験受入れ事業」について、達成度Cとなっているのは、体験受け入れ部署の実績が、目標より20%以上低かったからですか。人数目標に対しては、実績はそこそこの成果だと思います。

- (事務局) はい。この事業の達成度評価は、担当課である障がい福祉課で判断して頂いています。
- 複数の数値目標があって達成度が異なる場合、その評価判断も担当課でしているので、受け入れ部署の実績を考慮してC評価としたものと思われます。
- (委員) 人権施策実施プログラムの47番「男女共同参画等に関する本、人権に関する本の特集コーナーの設置」について、関連書籍を集めるための予算は年間どれくらい確保していて、何冊くらい購入されていますか。
- (事務局) 各図書館分予算内容については把握していないのですが、男女共同参画の情報コーナーに配架している本の予算は、年間5万円ほどとなります。
- (委員) 1冊二、三千円するものでしょうから、20冊買えないくらいですか。
- (事務局) 20冊くらいかと思います。関連する新聞記事を集約した冊子の購入に係る年間購読料が5万円くらい。それ以外の書籍代として5万円くらいかと思います。
- 図書館分についても確認しまして、また回答させていただきます。
- (委員) とても良い取組だと思しますので、予算取りについても意欲の反映だと思います。
- (会長) 人権施策実施プログラムの35番の「地域交流事業」など、文化センターにはどのような方が通っておられますか。外国人の方は来られていますか。
- (事務局) 年配の方が多く、若年層は少ないです。また外国人の方などは参加されていません。外国人の方は313番の「日本語教室」で、市民の学習支援者と学習や交流をされています。
- (会長) 29番の「識字学級」はどんな感じで実施されていますか。皆さん楽しく参加されていますか。
- (事務局) 識字学級が実施されている際は、部屋から結構賑やかに声が聞こえるので、楽しんで参加されていると思います。
- 学ぶだけではモチベーションも下がるので、たまに手芸の授業を取り入れたり、そういった作品展を県内で実施したりとか、楽しさも織り交ぜながら実施されています。
- (委員) 達成度評価の件ですが、例えば123番の「子育て短期支援事業」について、達成度Cとなっていますが、これは目標日数124日に対して実数が未達なのでCとなっています。しかし令和6年度目標は、前年通り124日の目標値となっています。
- 未達でC評価とされたものについては、担当課からコメントがあれば良いと思います。例えば「トワイライトステイ」については、令和4年度も5年度も利用無しの状況が続いているので、「利用数を増やすため、このような対策を実施する」という内容が記載されていないと、物足りないように感じます。目標値に馴染まない内容のようにも思えます。
- (委員) 今のご意見はそのとおりだと思います。つまり、目標日数が124日に対し実績は未達ですが、利用人数は延べ27名いることから、制度は絶対に必要だと思われます。
- 利用者が必要となった際の制度を確保されており、それが市民に周知されていることが重要なので、利用人数で評価する内容ではないと思います。

(会長) 利用者がいるという事は、それなりに周知されているということですか。

(委員) ニーズはあるということですから、「トワイライトステイ」についても「ショートステイ」の利用者が制度に満足されれば、いずれ実績が増えるのではと思います。重要な取組だと思います。

(会長) 預かり場所はどちらですか。

(事務局) 法人に委託しているのだと思いますので、また調べて回答いたします。

今のご意見は、3ページの達成度評価には含めない方が良いというご意見でしょうか。

(委員) いえ、必要な制度を整備しているということで、利用者が1人や0人であっても、その評価はA評価やB評価でも構わないのではという意見です。

(事務局) 委員の皆様からのご意見を頂いている評価設定の件ですが、今回初めて評価を導入したことから、2ページの5「今年度の変更事項について」に記載のとおり、概ね目標値通り達成できた場合をB、目標値から20%以上上下する場合をそれぞれA・C評価として、担当課に評価して頂きました。

委員の皆様のご意見も踏まえて、利用者数ではなく、利用制度を確保していることが重要なものなど、数値評価に馴染まないものについては、来年度に各課に照会する際に、ご意見を反映したいと考えています。

今年度もある課から、評価対象となっている「相談制度」について、相談できる体制を整えている事が重要であって、件数では評価できないのではとの意見もありました。その課に対して、「例年どおり相談を実施した事を実績として、B評価でも構いません。」と回答しましたので、来年度に各課に照会する際には、そのあたりを配慮致します。

(会長) それと、目標値に達しなかった場合、何が原因だったのかの検討は必要かも知れません。

周知が出来ていなかったのか、場所が利用しづらい場所だったのかなど。

利用があるということはニーズがあるということですから、子どもを預ける制度は、親御さんが近くにいない方など非常に助かっていると思います。

(委員) 人権施策実施プログラムの8番「規範意識醸成のための啓発用カード」は、県の教育委員会が作成した電話相談窓口カードも配布して、それ以外にもクロムブックにも掲載しているという事ですか。

(事務局) 小学校1年生と中学校1年生には、現物のカードを配布して、それ以外にも全生徒が使用しているクロムブックの学習端末にも、相談窓口情報を表示しているという事です。

(委員) 電話相談窓口は、県の教育委員会の相談窓口が掲載されているということでしょうか。いじめ対策で、県教育委員会がすぐ把握できるようにとの事だと思いますが、生駒市の教育委員会でも把握しているのかどうかを知りたいです。

(事務局) 各学校や市の教育委員会などでも、いじめの件数は把握しており、軽度な内容であっても早期発見に努めていると聞いております。

(委員) 各学校でいじめに関するアンケートを取って、いじめの認知に繋がっているという感じがすよね。

(事務局) そのあたりの方法までは確認していませんが、生駒市は軽度な内容でも早期に把握しているので、件数としては他の自治体よりも多いかもしれないということは聞いております。

(委員) 人権施策実施プログラムの 90 番「職員研修 新規採用職員向け」について、明日香村教育委員の高松さんに、4 月や 5 月に集中して、生駒市に来てもらったということですか。

(事務局) 県内の全市町村合同の新規採用職員研修として実施され、高松さんに講演して頂いたと聞いております。

(委員) 人権施策実施プログラムの項目が多すぎるように思います。市内部での作成経緯なども、明らかではないように思います。また相談件数についても、私が持っている資料ではもっと多いように思います。

(事務局) 人権施策実施プログラムの 68 番「人権擁護委員との連携」での、昨年度生駒市で人権擁護委員による人権相談を実施した回数は 2 回で、相談件数は 3 件でした。

(委員) また資料を持ってお聞きします。

(会長) 他にご意見はないですか。

(事務局) それでは、委員のご意見も踏まえ、来年度の実施プログラムも達成度評価を取り入れた形で作成させていただきます。

(会長) 次に、その他項目について事務局から報告願います。

(事務局) <令和 6 年度の市民集会、山びこ講座のご案内、啓発リーフレット「やまなみ」の紹介など>

(会長) 他何かご意見ありませんでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして、第 1 回生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>